
1023. 移動届

業務コード	内 容
VMR	移動届

1. 業務概要

「船舶基本情報登録(VBX)」業務により登録された内容に基づき、シフト情報の登録及び移動届を行う。
本業務における届出等は選択することも可能とする。また、入力された船舶コードに対する船舶運航情報がシステムに存在する場合は、シフト情報の更新を可能とする。

本業務により、シフト情報の登録及び訂正、移動届の登録、訂正及び取消しを可能とする。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ①危険物は最大300品目とする。
- ②1移動届に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③登録の場合でかつ入力者が船舶代理店の場合は、当該港において入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。**ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。**
- ④訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コードに対してVBX業務が行われていること。
- ②資格内変されていないこと。
- ③「船舶基本情報訂正(VBY)」業務により、削除されていないこと。
- ④入力された船舶基本情報項目が一致していること。

(4) 移動届DBチェック

(A) 訂正の場合

- ①入力された移動届提出番号に対する移動届情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は移動届の登録を行った利用者と同一であること。
- ③船舶コード、本邦寄港地コード及び本邦寄港順序が変更されていないこと。
- ④最新の移動届提出番号であること。

(B) 取消しの場合

- ①入力された移動届提出番号に対する移動届情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は移動届の登録を行った利用者と同一であること。
- ③最新の移動届提出番号であること。

(5) 入港届DBチェック

シフト情報の登録、訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届情報がシステムに存在すること。
- ②税関に対する入港届が提出されていること。
- ③最新の入港届提出番号であること。
- ④入港届が取り消されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照)

(2) 移動届提出番号の払出し処理

(A) 登録の場合

移動届提出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

移動届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 移動届DB処理

(A) 登録・訂正の場合

- ①システムで払い出された移動届提出番号に対する移動届DBを作成する。
- ②入力された内容を登録する。

(B) 取消しの場合

入力された移動届提出番号に対する移動届DBに当該情報の取消しが行われた旨を登録する。
なお、宛先毎の取消しを可能とする。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

- (1) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。
- (2) 港長への移動届の場合は、「移動届情報」を送信する。
- (3) 船舶DB上の船舶名称切替年月日>システム年月日の場合は、訂正前船舶名称を移動届時の船舶名称とする。